

帯広市建設工事総合評価方式試行要綱

[平成 22 年 2 月 1 日制定]

(目的)

第 1 条 この要綱は、帯広市が発注する建設工事の請負契約のうち、帯広市条件付一般競争入札実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日制定。以下「一般競争入札要綱」という。）の規定による条件付一般競争入札（以下「入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）により、契約の相手方を決定する方法を試行する場合の手続きに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象建設工事)

第 2 条 市長は、一般競争入札要綱第 3 条第 1 項の規定による建設工事のうち、建設工事の品質確保のため、入札者の施工能力、施工計画及び社会性等（以下「技術提案」という。）と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる建設工事について、総合評価方式により入札を行うことができるものとする。

(総合評価の方法)

第 3 条 この要綱において行う総合評価方式とは、次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画のほか、工事施工実績、施工成績及び配置予定技術者の資格等に係る評価項目と入札価格を総合的に評価する方式
 - (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい小規模な工事において、工事施工実績、施工成績及び配置予定技術者の資格等に係る評価項目と入札価格を総合的に評価する方式
- 2 前項各号の総合評価方式による技術提案の内容は、建設工事の品質確保及び施工の確実性など、帯広市に最も有利となる調達が可能となる提案について、建設工事の特性に応じて定めるものとする。

(入札手続)

第 4 条 総合評価方式により入札を行うときは、この要綱により実施するものとし、この要綱に定めのない事項については、一般競争入札要綱の定めるところによるものとする。

(総合評価審査委員会)

第 5 条 総合評価方式の実施に当たり、次の事項に係る審議、評価等を行うため、帯広市総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）を置く。

- (1) 総合評価方式により実施する建設工事の選定
 - (2) 令第 167 条の 10 の 2 第 3 項の規定による落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）の設定
 - (3) 技術提案の評価
 - (4) 次条に規定する学識経験を有する者への意見聴取
- 2 前項の定めによるもののほか、総合評価審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第 6 条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による意見聴取について、地方自治法施行規則（昭和三十二年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の規定に基づく 2 人以上の学識経験を有する者から行った後、定めるものとする。

2 前項の意見聴取は、次の各号により総合評価審査委員会に行わせるものとする。

- (1) 総合評価審査委員会は、前条第 1 項第 2 号の規定により落札者決定基準を設定するにあたり、留意すべき事項を意見聴取する。この場合、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しよう

とるときに改めて意見を聴く必要があるかどうかをあわせて意見を聴くものとする。

(2) 総合評価審査委員会は、前号により落札者を決定しようとするときに、改めて意見聴取が必要とした場合、当該落札者を決定しようとするときに意見聴取をするものとする。

(入札の参加申請)

第7条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を市長が指定した日までに提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げるものを除き、提出の必要がないと認めるときは、この限りではない。

(1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書〔総合評価用〕(様式1の1、1の2)

(2) 資本関係・人的関係調書(一般競争入札要綱様式4)

(3) 工程管理に係る技術的所見(様式2)【簡易型のみ】

(4) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見(様式3)【簡易型のみ】

(5) 工事施工実績調書(様式4)

(6) 企業施工能力確認調書(様式5)

(7) 配置予定技術者調書(様式6)

(8) 地域貢献確認調書(様式7)

(9) 特定建設工事共同企業体協定書(一般競争入札要綱様式5)

(10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出方法は、持参によるものとし、市長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

(落札者の決定方法)

第8条 落札者は、次の各号のすべてに該当する入札者のうち、落札者決定基準に基づいて評価を行った結果により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者とする。

(1) 予定価格の制限の範囲内でもって行われた入札であること。

(2) 帯広市低入札価格調査及び最低制限価格実施要綱(平成20年4月1日制定。以下「低入札等要綱」という。)第3条の規定による調査基準価格を下回る入札価格にあつては、低入札等要綱第5条の規定により実施した調査において履行可能と認められること。

(3) その他、入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の公告等)

第9条 総合評価方式により入札を行うときは、一般競争入札要綱第4条各号に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を掲示するものとする。

(1) 総合評価方式を採用していること。

(2) 技術提案に関する評価項目及びその配点に関すること。

(3) 落札者の決定方法に関すること。

(4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。

(5) 技術提案に関する評価について、疑義の照会ができること。

(6) その他必要と認めること。

(技術資料の評価)

第10条 市長は、技術提案の評価について、総合評価審査委員会の審議を経た後、決定するものとする。

2 前項の評価は、提出のあった技術提案に係る資料(以下「技術資料」という。)に基づき、評価項目への対応、施工の確実性を評価し、あわせて記載事項の確認を行った結果により得られた数値(以下「技術評価点」という。)を算出するものとし、必要に応じて当該入札者に対して技術資料に関する説明を求めるものとする。

3 提出を求めた技術資料の全部若しくは一部を提出しない場合、技術資料の全部若しくは一部に記載漏れ等があり適正な評価ができない場合又は技術資料に虚偽の記載がある場合その他技術資料に関して適正な評価ができないと認められる場合には、技術評価点の全部若しくは一部を評価しない、又は当該入札への参加を認めないものとする。

(入札結果の公表)

第 11 条 第 8 条により落札者が決定した場合は、総合評価競争入札結果一覧表（様式 8）により公表を行うとともに総合評価方式による入札の落札者等について（様式 9）により入札参加者に通知するものとする。

(苦情の申立)

第 12 条 入札者は、前条により公表された入札結果のうち、自らの技術評価点に疑義がある場合は、入札結果の公表の翌日から起算して 3 日（帯広市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 24 号）に規定する休日を含まない。）以内に、市長に対して疑義の照会を行うことができるものとする。

2 前項の照会を行う場合は、市長に対して書面によりこれを行わなければならない。この場合、郵送、ファクシミリ及び電子メールによるものは受け付けないものとする。

(技術評価点に関するペナルティ)

第 13 条 技術評価点で加算点を得た評価項目の一部又は全部について、技術提案を履行できなかった場合で再度施工することが困難、あるいは合理的でないと思われる場合は、契約金額の減額、損害賠償、工事施工成績の減点等を行う旨を入札公告、契約書等に明記するものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第 14 条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除、あるいは、指名停止措置要領の規定による指名停止等の措置を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。